

平成 26 年に実施する全国消費実態調査に関する基本原則

平成 25 年 11 月 8 日
総務省統計局
統計調査部消費統計課

1 基本的な考え方

全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出、住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量、貯蓄・負債現在高等を調査し、家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の3つの側面から総合的に把握することを基本とする。

また、調査の実施に当たっては、家計構造の実態を種々の角度から分析するために、各種世帯属性も把握する。さらに、世帯員ごとの個人的な収入（こづかい）及び支出を調査し、世帯単位の家計簿のみでは把握することが難しい詳細な消費構造及び個計化の状況も把握する。

平成 26 年調査においては、以下の4つの観点から、見直しを行う。

- a. 近年の課題及び新たなニーズを踏まえて、「介護・育児と所得・消費の関係」及び「自然災害による被災と資産・消費の関係」を把握
- b. 公的統計の整備に関する基本計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）で求められている課題を踏まえて、「エネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係」等を把握
- c. 前回調査（平成 21 年）における統計委員会諮問第 11 号の答申（平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 5 号）における「今後の課題」への対応
- d. 耐久財品目の見直し、記入者負担の軽減、結果精度の向上等

2 調査事項

(1) 所得（収入）

- ① 「家計簿 A」（9、10 月用）及び「家計簿 B」（11 月用）を用い、世帯の収入について、種類及び金額を調査する。また、収入に伴う控除に係る事項についても種類及び金額を調査する。ただし、現物収入については、入手方法及び品名を調査し、金額は見積額を調査する。
- ② 「年収・貯蓄等調査票」を用い、世帯の年間収入について、世帯主及び他の世帯員ごとに、種類別の金額を調査する。
- ③ 「個人収支簿」を用い、世帯員の個人的な収入について、種類及び金額を調査する。ただし、調査の対象とする世帯員は、18 歳以上とする。

(2) 消費（支出）

- ① 「家計簿A」及び「家計簿B」を用い、世帯の支出について、「現金支出」、「口座自動振替による支払」及び「クレジットカード等による支払」ごとに、品名、用途及び金額を調査する。

なお、「口座自動振替による支払」については、精度向上及び記入者負担軽減の観点から、毎月支出があると見込まれる品名を、家計簿にあらかじめ印刷（プレプリント）する。

- ② 「家計簿B」を用い、購入した全ての品目について、それらの購入地域及び購入先の店舗形態等も調査する。ただし、購入地域については、通信販売などで購入した品目を除外する。

また、購入先の店舗形態等については、サービス料などの支出を除外する。

- ③ 「家計簿C」を用い、「世帯員へのこづかい」と家計簿記入者が把握した「世帯員の個人的な支出」を調査する。

また、「個人収支簿」を用いて、「世帯員の個人的な支出」を調査する。ただし、調査の対象となる世帯員は、18歳以上とする。

(3) 資産

- ① 金融資産等

ア 金融資産

「年収・貯蓄等調査票」を用い、貯蓄現在高及び借入金残高について、種類別に有無及び金額を調査する。

イ 会員権

「耐久財等調査票」を用い、会員権（ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブ等の会員権で購入価格が5万円以上のもの）の所有数及び購入価格を調査する。

- ② 実物資産

ア 住宅・宅地資産

「世帯票」を用い、現住居等（現在住んでいる住居及び土地）及びその他の住宅・宅地について調査する。ただし、純資産額の算出のみに用いている「建築時期」等については、推計上必要な範囲に区分して調査する。

イ 主要耐久消費財

「耐久財等調査票」を用い、家具・電気製品等、自動車などの耐久消費財を調査する。調査品目については、次に掲げる選定基準に基づいて、見直しを行う。ただし、純資産額の算出のみに用いている「取得時期」等については、推計上必要な範囲に区分して調査する。

また、自動車などの耐久消費財については、エネルギー消費との関係把握の観点からも、区分、名称等の見直しを行う。

[選定基準]

- (ア) 資産としての価値を計るため、最近時点の価格が安価ではないもの。
- (イ) 純資産額を推計するため、耐用年数が短期間でないもの(目安として、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数が5年以上。)
- (ウ) 相当程度の普及率を有するもの(目安として、前回調査時に50%以上。)
- (エ) 上記(ア)～(ウ)を満たしていない場合でも、現在の消費行動を分析する上で把握する必要性が高いものや、将来の消費分析のために調査時点での状況を把握しておく必要性が高いもの。

(4) 世帯属性

「世帯票」を用い、「全世帯員に共通する事項」、「3か月以上不在の家族に関する事項」、「子供(同居以外も含む。)に関する事項」及び「世帯の形態」等について、「所得」、「消費」及び「資産」との関係把握のため、特に重要な世帯属性を調査する。

調査事項及び選択肢については、社会・経済状況の変化、世帯の多様化、行政ニーズ等を踏まえたものとするが、他の調査事項等と当該調査事項等との重要性を比較衡量した上で、記入者負担の増加とならないよう配慮する。

3 その他

(1) 調査票様式

記入者負担の軽減及び精度向上を図るため、調査票のサイズ、文字の大きさ、調査事項の配置、文言表現等を見直す。

また、他調査における同様・類似の調査事項については、選択肢の区分、名称、配列等の整合を図る。

(2) 調査方法

報告者が、紙媒体の調査票を調査員に提出する方法と、電子調査票によりオンラインで回答する方法のいずれかを選択できる方式とする。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図るとされていることを踏まえ、記入者負担軽減や審査事務効率化の観点から、オンライン調査の利便性を高め、オンラインでの回答拡充を図る。

(3) 調査系統

「家計簿A」及び「家計簿B」による調査は、都道府県及び市区町村経由で実施する。「家計簿C」及び「個人収支簿」による調査は、調査依頼の困難性を考慮し、家計調査の終了世帯を対象として、調査系統も家計調査と同じ都道府県経由で実施する。